

2020年2月5日

特許庁 総務部総務課 制度審議室 御中

「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見募集に対する意見

一般社団法人 日本知的財産協会  
意匠委員会  
(担当：副理事長 佐野裕昭)

平素、日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。  
さて、令和2年1月8日付にて提案を募集されております首題の件に関しまして、当協会の意見を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令案」について、現時点においては異論ございませんが、拡充された関連意匠制度により出願権利化される意匠権の実態に基づき、適宜見直しいただくことを要望いたします。

基礎意匠および基礎意匠に類似する関連意匠群において、二以上の者に排他的権利が成立することは望ましくありません。しかし、専用実施権の登録を申請する基礎意匠等に類似しない関連意匠まで、基礎意匠及び全ての関連意匠の専用実施権について同一の事項を申請することを定めることは、専用実施権の登録を申請しようとする権利者にとって支障が生じかねません。

拡充された関連意匠制度においては、関連意匠は基礎意匠の意匠登録出願から10年を経過しない期間内で出願することが可能となります。また、関連意匠としての意匠登録出願の件数の上限はなく、連鎖する段階的な関連意匠は基礎意匠等に類似しない意匠権となる可能性が生じています。

専用実施権の登録を申請しようとする基礎意匠等に類似しない関連意匠まで、専用実施権を設定する必要はないと考えますので、拡充された関連意匠制度により出願権利化される意匠権の実態に基づき、適宜見直しいただくことを要望いたします。

以上